はじめに

るといわざるを得ない。

### 『曽我物語』人物考 **—生年推定—**

坂 井

朝の動向を語る史料が乏しい点を考慮すると、「真名本」は当該時期の東国社会を明らかにする貴重な史料のひとつであ れているが、他方、平安末・鎌倉初期の東国社会の実態を反映したと考えられる内容も随所にみられる。流人時代の源頼 り」や「唱導」の要素を取り込みつつ作られた文学作品である。そこには、当然、文学作品としての虚構が張りめぐらさ 鎌倉末期に成立したとされる『真名本 曽我物語』(以下、「真名本」と略記する)は、建久四年(一一九三)五月廿八(一) 富士野の巻狩において、曽我十郎祐成・五郎時致兄弟が亡き父の敵工藤祐経を殺害した歴史上の事件を素材に、「語

何歳だったのか、といった極めて基本的な情報も明確になってはいない。筆者は、曽我兄弟の母親(以下、「曽我の母」 らかにされているわけではない。たとえば、祐経・祐親らの生年がいつ頃か、河津三郎の暗殺や曽我兄弟の敵討ちの時に とはいえ、曽我兄弟・工藤祐経・伊東祐親ら「真名本」に登場する人物についての基礎的な情報は、必ずしも十分に明

1

2 「真名本」に記された年齢表記など、あまり信用性が高いとはいえないごくわずかな情報と、時代状況など様々な状況証 と記す)の婚姻の時期や意義について考察した前稿において、祐経の年齢にも若干言及した。そこで拠り所にしたのは(二) とができることも確かである。そこで、本稿は工藤・伊東一族の生年を推定することにより、「真名本」の主要な登場人 国武士団の具体像を捉えようとする時、個々の武士たちの年齢が判明していれば、よりいっそう明確なイメージを抱くこ 拠であった。それ故、屋上屋を架す議論に終わった感もないわけではない。しかしながら、平安末・鎌倉初期における東

# 曽我兄弟とその実父母河津三郎・曽我の母

物の人物像を明確化するとともに、東国武士たちの具体像を捉える一助にしようとするものである。

享年も正確であるという保証はない。ただ、遺された一万・筥王の曽我兄弟の年齢が五歳、三歳であり、父子の年齢差と に三十一歳で殺されたという。「真名本」に出てくる数字はほとんど奇数に統一されており、三十一歳という河津三郎の は承安四年(一一七四)ということになる。また、「真名本」巻二によれば、兄弟の実父河津三郎は安元二年(一一七六) ある。兄の祐成が数え年で二十二歳、弟の時致は二十歳であったというから、祐成の生年は承安二年(一一七二)、時致 しては妥当なものである。河津三郎が三十一歳で世を去ったとみなしても大過はないであろう。とすれば、河津三郎の生 まず、史実として確かであろうと考えられるのは、敵討ち事件が起きた建久四年(一一九三)当時の曽我兄弟の年齡で

至ったのが仁安二年を程経ぬ頃のこと、という結論を得た。彼女が河津三郎より一・二歳ほど年下の久安三年(一一四七) 男一女をもうけたのが仁安二年(一一六七)以前のこと、仲成が上洛してしまったため、河津三郎と第二の結婚をするに また、前稿では「真名本」巻五の記述から、曽我の母が、最初の結婚相手である伊豆国の目代左衛門尉仲成との間に一

年は久安二年(一一四六)ということになる。

時致が承安四年(一一七四)、河津三郎が久安二年(一一四六)、曽我の母が久安三・四年(一一四七・八)であったと推定 れば特段の支障はなかったであろう。以上のことから、曽我兄弟とその実父・実母の生年は、祐成が承安二年(一一七二)、 えば、それは二十九歳か三十歳の時のことになる。同じく伴侶を失っていた曽我祐信との第三の結婚にも、その年齢であ 産んだことになる。出産年齢として不自然ではない。その後、彼女は安元二年に河津三郎と死に別れるが、この推定に従 か同四年の生まれであったとすれば、仲成との間子どもの出産は二十歳前後、祐成を二十五・六歳、時致は二十七・八歳で

## 工藤祐経とその父伊東祐継

しておきたい。

また、祐経が祐親に連れられて上洛し、久須美荘の領家平重盛に拝謁したのは十四歳の秋の頃、 子の年齢差三十四歳は、祐経が長子であったとすると、やや開きがあるようにも思われるが、あり得ないことではない。 ぐ祐親が、その祝賀の意味も込めて上洛を企てるにはふさわしい時期といえる。 大納言であった頃ということを手がかりに、十四歳の祐経の上洛を仁安二年(一一六七)の秋のことと結論付けた。この 「小松内大臣重盛其比御;;在大納言,入,見参,」という「真名本」巻一の記述、すなわち祐経の平重盛への拝謁が、 は二十一歳の時であったという。「真名本」は祐経の年齢のみを記し、年号については言及していない。しかし、前稿では、 年の二月には平清盛が従一位太政大臣の地位に昇り、重盛は権中納言から権大納言に昇任している。平重盛家を領家と仰 真名本」巻一によれば、伊東祐継が四十三歳で病死した時、子息の金石すなわち工藤祐経は九歳であったという。父 武者所の一臈に昇ったの 重盛が

するのは承安四年(一一七四)である。「真名本」巻一によれば、その頃、

仁安二年に十四歳であったとすれば、祐経の生年は久寿元年(一一五四)ということになる。その祐経が二十一歳に達

祐経は武者所の一臈として在京しつつ訴訟を

展開し、係争中の所領は半分ずつ知行せよという本家・領家の裁定を得たという。この裁定に不満を覚えた祐経は、 た祐経は、伊豆国大見荘に潜伏し、安元二年(一一七六)、河津三郎を暗殺するに至るのである。残念ながら、こうした 国の船越氏・吉川氏などを味方に引き入れて祐親父子の殺害を計画するが、祐親に察知されて都に戻らざるを得なかった。 という歳月は、「真名本」の叙述するような出来事が進行していた期間として、必ずしも不適切なものではないと考える。 祐経や祐親の動きを証する史料は「真名本」以外に残されてはいない。ただ、承安四年から安元二年までのあしかけ三年 長の父祐継は保安元年(一一二〇)と推定しておきたい。この場合、建久四年(一一九三)、曽我兄弟に殺害された時に 現状では、以上の結論を積極的に否定する材料が出てこないことから、祐経の生年を久寿元年(一一五四)、三十四歳年 祐親は祐経に嫁がせていた次女の万劫を奪い返し、早川遠平に再嫁させてしまう。所領だけでなく妻まで奪われ

### 三 伊東祐親とその長女

祐経は四十歳の壮年であったということになる。

だったと考えられるわけであり、先の祐継の生年推定に従えば、保安二年(一一二一)以降の生まれということになる。 嫡子に立てて伊東荘を譲り、孫である祐親を次男に立てて河津荘を譲ったとの記述がある。つまり、祐親は祐継より年下 「真名本」には曽我兄弟の祖父伊東祐親の年齢に関する記述がない。しかし、「真名本」巻一に祐親の祖父寂心が祐継を また、「真名本」巻二によれば、祐親の長女は三浦義澄の妻であったという。義澄は、『吾妻鏡』正治二年(一二〇〇)

乱による情勢の劇的変化と関連させて考察し、義澄と祐親長女の結婚を平治の乱後さほど時を経ぬ頃、 (一一二七)になる。前稿では、三浦氏・伊東氏・畠山氏らの婚姻政策を、武蔵国における軍事的・政治的情勢、 つまり義澄が三十

正月廿三日条によって、享年七十四歳で死去したことがわかっている。ここから逆算するとその生年は大治二年

5

代半ばの頃だったのではないかと考えた。

が若くなり、 が二十代前半のこととなり、不自然ではない。ただし、祐親の生年がそれより下れば下るほど、長女をもうけた時の年齢 おきたい。その場合、祐親が保安二年以降の保安年間(一一二一~二四)の生まれであったと考えると、長女の誕生は彼 はない。ここから、長女の生年は康治年間(一一四二~四四)から天養年間(一一四四~四五)あたりだったと推定して 十代後半から二十歳にかけて義澄と結婚したことになり、夫婦間にやや年齢の開きがある感もするが、あり得ないことで であろう。 ところで、「真名本」巻五によれば、義澄は父方の「伯母聟」であったというから、祐親長女は河津三郎の姉だったの 先の河津三郎の生年推定に従えば、彼女は久安元年=天養二年(一一四五)以前の生まれということになる。 無理が出てくる。

ける。以上のことから、 子ほどの違いがあり、引き取って育てたことも、所領相論が進行する中で祐経の優位を許さない手腕をふるったことも肯 五十九歲、 天養年間(一一四四~四五)であったと推定しておきたい。これに従えば、祐親は河津三郎が横死した時には五十六から 勢力を拡大しようとしていたのは四十代後半という壮年期のこととなり、説得力がある。祐経との年齢差も三十歳強で親 〜五年(一一二一〜二四)生まれとみなすのが妥当ではないか。そうであったとすれば、祐親が平氏政権の勢いに乗じて 方、兄として遇せられていた祐継との年齢差が少ないほど、祐親は対抗心を燃やしたであろう。とすれば、 頼朝の挙兵時に六十から六十三歳、寿永元年(一一八二)に死去した時には六十二から六十五歳だったという 伊東祐親の生年は保安二年~五年(一一二一~二四)、長女は康治年間(一一四二~四四)から

名本」作者がイメージした各人物の年齢を浮き彫りにしただけであって、現実の年齢・生年とは齟齬をきたしているかも たように、根拠とすべき確実な史料があまりにも少なく、屋上屋を架す議論に終始した感は否めない。ある意味では、「真 の時期を絞り込むことが可能である。第1節・第3節の推定作業は、こうした試みのひとつである。無論、冒頭にも述べ の手がかりになろう。しかも、婚姻や出産、とくに出産には一定の年齢的な制約がつきものであり、そうした観点からそ つ行われ、息子や娘たちがいつ生まれたのかという問題は、武士団同士の結合の時期や勢力図の変化の様相を探るひとつ しれない。とはいえ、「真名本」という作品における人物像をより明確化するという点では一定の役割を果たし得たと考 平安末・鎌倉初期の東国武士団は、婚姻を通じて網の目のように親類縁者のネットワークを築いていた。その婚姻がい

注

(一)角川源義編・貴重古典籍叢刊三『妙本寺本 曽我物語』(角川書店、一九六九年)を用いる。

拙稿「中世東国武士団の婚姻政策―伊豆国伊東氏を主な素材として―」(『創価大学人文論集』第一九号、二〇〇七年)